

番号	質問箇所	質問内容	回答
1	募集要項 第1章 募集要項 3.参加資格 (6)	国等が発注した橋梁の包括管理業務(総合技術監理型)とは、具体的にどのような業務内容の実績を想定されているでしょうか。	各日本高速道路(株)が発注している総合技術監理型です。
2	募集要項 第1章 募集要項 3.参加資格 (6)	橋梁の耐震補強設計業務において統括・監理を行う総合技術監理業務(業務A)と耐震補強設計業務(業務B)で構成された業務における「総合技術監理業務」の受注・完了は実績として認められるでしょうか。	募集要項に明記のとおりです。ただし、様式第3-2実績報告書の添付資料から判断いたします。
3	募集要項 第1章 募集要項 3.参加資格 (9)	当該業務従事した実績を持ち、①～④の技術士資格のいずれかを保有する者を配置すれば良い、と考えて良いでしょうか。	その通りです。
4	募集要項 第1章 募集要項 5.応募の手続き等 (2)	企画提案書の体裁についてご教示ください。(枚数制限、文字サイズ制限等)	枚数制限及び文字サイズ制限はありません。
5	募集要項 第1章 募集要項 5.応募の手続き等 (2)	「提出部数」に「全ての書類において事業者を特定できる情報(事業者名、代表者氏名、住所等)を削除して提出すること」とあり、また「(様式第2号)事業者概要」の注記には「※事業者のパンフレットがある場合は、添付してください。(※正本にのみ添付)」とあります。書類は「様式第10号」から「様式第14号」までを除き、「正本(事業者名等を明記)」と「副本(事業者名等を削除)」の2種類を作成するという理解でよろしいでしょうか。またその場合の各部数(正本・副本)についてご教示ください。	別紙1のとおりです。
6	募集要項 第1章 募集要項 5.応募の手続き等 (2)	提出部数は「原本10部」と記載されていますが、様式第2号の下部※には「正本にのみ添付」と記載がございます。正本と副本の部数をそれぞれお示しください。また、「全ての書類において事業者を特定できる情報(事業者名、代表者氏名、住所等)を削除して提出すること」とありますが、副本については事業者を特定できる情報を削除し、正本には記載するという認識で宜しかったでしょうか。及び、袋に入れて提出をする1部は正本(事業者を特定できる情報を記載)と副本(事業者を特定できる情報を削除)のどちらになりますでしょうか。	別紙1のとおりです。

番号	質問箇所	質問内容	回答
7	募集要項 第1章 募集要項 5.応募の手続き等 (2)参加申込の方法 提出書類⑦	登記事項証明書(履歴事項証明書)写しでお認め頂けますでしょうか。写しではなく原本が必要な場合は10部全て原本になりますでしょうか。また、10部全て事業者を特定できる情報(事業者名、代表者氏名、住所等)を黒塗りにして提出するという理解で宜しかったでしょうか。	別紙1のとおりです。
8	募集要項 第1章 募集要項 5.応募の手続き等 (2)参加申込の方法 提出書類⑨	納税証明書10部全て事業者を特定できる情報(事業者名、代表者氏名、住所等)を黒塗りにして提出するという理解で宜しかったでしょうか。	別紙1のとおりです。
9	募集要項 第1章 募集要項 5.応募の手続き等 (2)参加申込の方法 提出書類⑩	主たる事務所の所在地の市町村区税について滞納がない旨の証明書写しでお認め頂けますでしょうか。写しではなく原本が必要な場合は10部全て原本になりますでしょうか。また、10部全て事業者を特定できる情報(事業者名、代表者氏名、住所等)を黒塗りにして提出するという理解で宜しかったでしょうか。 本証明書における貴市の想定は、当社が所在している市町村区税についての滞納がない証明書になりますでしょうか。もしくは、委任先の事務所が所在している市町村区税についての滞納がない証明書になりますでしょうか。	別紙1のとおりです。 なお、本市に対して提出されている「一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請書」の、本社(店)住所において滞納がない旨の証明書が必要です。また、受任者等記載欄に記載されている場合は、その住所において滞納がない旨の証明書が必要です。
10	募集要項 第1章 募集要項 5.応募の手続き等 (3)企画提案内容 ①②	「インフラ包括管理」「橋梁の包括管理」それぞれにおいて、現状市で想定している業務項目をご教示ください。(インフラ包括管理と橋梁の包括管理を使い分けている理由)	質問は、参加提案者が検討する内容と考えています。 また、インフラ包括管理と橋梁の包括管理を使い分けている理由は、募集要項等に明記しているとおります。
11	募集要項 第1章 募集要項 6.事業者の選定 (4)評価基準 評価基準表	評価項目「橋梁の設計業務における企業の実務実績」については、評価の着眼点が「包括的民間委託業務(総合技術監理型)の業務実績が豊富か」となっています。橋梁の設計業務≒包括的民間委託業務と考えますがどのような実務実績を想定されているでしょうか。	各日本高速道路(株)が発注している総合技術監理型です。

番号	質問箇所	質問内容	回答
12	募集要項 第1章 募集要項 6.事業者の選定 (4)評価基準 評価基準表	評価項目「橋梁業務の点検と補修設計の配置技術者の受賞歴」については、過去何年の業務が対象でしょうか。また、配置技術者とは、管理技術者、照査技術者、担当技術者いずれも含むでしょうか。様式第4号では「※国は局長表彰以上、各日本高速道路(株)は支社長表彰、土木学会は田中賞(既設または改築)」とありますが、国土交通省国立研究開発法人土木研究所(土研)の所長表彰は対象となるでしょうか。	受賞歴の対象業務年数は設けておりません。ただし、その内容等が解る添付資料から判断いたします。 配置技術者は本業務における全ての技術者です。 国土交通省国立研究開発法人土木研究所の表彰は対象外です。
13	募集要項 第1章 募集要項 6.事業者の選定 (5)第2次審査 (プレゼンテーション) ⑤	「1)プレゼンテーションの内容は、あらかじめ提出した企画提案書の内容と同一とし、追加資料等の使用は不可とする。」とありますが、提案内容が同一であれば体裁が異なってもよいでしょうか。具体的には、内容は同一で文字サイズやページ枚数など体裁が異なる企画提案書(word形式とPowerPoint形式)を同時に提出し、2次審査ではPowerPoint形式の企画提案書で説明することが可能でしょうか。	体裁が異なる2つの企画提案書の提出は、控えてください。
14	仕様書 第1章 インフラ包括管理の導入検討調査 3.業務内容 (1)	「・・・学識経験者の意見を踏まえ、実証を含めて検討する。」とありますが、これは同(1)の⑥「橋梁維持管理業務の包括的民間委託に向けた検討」の「・別途発注する橋梁補修工事の発注支援等を本業務で実施し、検証等を行うこと。※R6年度工事予定:2橋(松尾橋、芋生橋)」を指すのでしょうか。	質問は、参加提案者が検討する内容と考えています。
15	仕様書 第1章 インフラ包括管理の導入検討調査 3.業務内容 (2)インフラ管理の財源捻出と地域課題の検証 ①	「下記に遊休不動産の一例を示す。」について、他に想定している遊休不動産があればご教示ください。	調整中のため、現時点では具体にお示しできませんが、道路用地買収の余剰地等を想定しています。
16	仕様書 第1章 インフラ包括管理の導入検討調査 3.業務内容 (2)インフラ管理の財源捻出と地域課題の検証 ②	「・・・インフラ維持管理との関連性があるもの等を企画し実証。」とありますが、実証とはどのような業務内容を想定しているのでしょうか。民間事業者によるトライアルサウンディング等が該当するのでしょうか、ご教示ください。	質問は、参加提案者が検討する内容と考えています。

番号	質問箇所	質問内容	回答
17	仕様書 第2章 橋梁定期点検・補修設計業務 6.高速道路上を跨ぐ道路橋（中大野橋及び桃源橋）の点検	西日本高速道路(株)が交通規制(規制帯の設置)を行い、その規制帯の中に「相乗り」する形で別途計上頂いている交通誘導員を配置して点検を実施する、と理解しています。また、交通誘導員等の配置具体は、実際の協議にて決定されるものと理解しています。この協議の結果で必要とされる交通誘導員や安全機材等が決定された内容で、直接経費部分の設計変更をして頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	西日本高速道路(株)と協議しており、点検の人員態勢は仕様書に明記の通りです。ただし、交通誘導員や安全機材等は、変更協議を行う対象となります。
18	仕様書 第2章 橋梁定期点検・補修設計業務 6.高速道路上を跨ぐ道路橋（中大野橋及び桃源橋）の点検	「相乗り」する形であるにもかかわらず、警察協議が必要という記載があります。主たる規制を実施する会社が警察協議を行うものと考えておりました。このあたりについて、補足でご説明頂きたいをお願いします。	西日本高速道路(株)と協議しており、仕様書に明記のとおりです。
19	仕様書 第2章 橋梁定期点検・補修設計業務 6.高速道路上を跨ぐ道路橋（中大野橋及び桃源橋）の点検 (3)	「高速道路上を跨ぐ道路橋の点検」の仕様の中に、保全安全管理者の専任が求められていますが、本要件については、例えば点検業務の再委託先の担当者が保有することでも問題ないでしょうか。	問題はありません。ただし、再委託につきましては、委託者と協議を行い、市が承諾を得た場合に限り可能です。